

四日市市農委規程第 4 号

四日市市農地等転用届出事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市農業委員会

会長 豊 田 忠 篤

四日市市農地等転用届出事務処理規程の一部を改正する規程

四日市市農地等転用届出事務処理規程（昭和 5 7 年農委規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第 2 条 農業委員会事務局長（以下「局長」という。）は、四日市市農業委員会事務局規程第 5 条第 2 号に定める事項（第 3 条の 3 の届出を除く）について専決をする場合は、あらかじめ、その届出に係る農地及び採草放牧地（以下「届出農地」という。）のある地区を担当する農業委員に、意見を聞くものとする。</p> <p>2 専決は遅くとも届出書の到達があった日から 2 週間以内に届出者に<u>通知書を交付できるように事務処理を行うものとする。</u></p>	<p>第 2 条 農業委員会事務局長（以下「局長」という。）は、四日市市農業委員会事務局規程第 4 条第 2 号に定める事項について専決をする場合は、あらかじめ、その届出に係る農地及び採草放牧地（以下「届出農地」という。）のある地区を担当する農業委員に、意見を聞くものとする。</p> <p>2 専決は遅くとも届出書の到達があった日から 2 週間以内に届出者に<u>到達するように事務処理を行うものとする。</u></p>
<p>第 3 条 局長は、前条の規定に基づき専決した事件を直近の<u>総会</u>に報告するものとする。</p>	<p>第 3 条 局長は、前条の規定に基づき専決した事件を直近の<u>部会</u>に報告するものとする。</p>

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（農業委員会事務局）